

広島県教育委員会訓令第2号

県立学校

技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月十八日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技術員の給与に関する規程（平成二十一年広島県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「相当する額」の下に「から、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の一を乗じて得た額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の二を乗じて得た額（その額が一万円を超える場合にあつては、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の三を乗じて得た額（その額が一万五千円を超える場合にあつては、一万五千円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

附則

この教育委員会訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。